

閱覽用

令和4年 第2回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年2月3日

神崎市農業委員会

令和4年2月 第2回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年2月3日(木) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 國部善典委員 9番 森田壽春委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 12件
議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査について 6件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
12件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

佐賀県では、まん延防止など重点措置が適用されておりますが、委員の皆様には、日頃の健康管理にご注意され、本総会にご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に対策として、先月の総会後に皆様にご協議いただきましたが、申請者の出席については、3,000㎡以上の大規模事業の案件を主とし、オンラインでも可としました。

この点も踏まえまして、皆様にはご理解いただき、円滑な議事の進行などについて、ご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第2回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

おはようございます。

新型コロナ感染者が毎日テレビ、新聞などで報道されているとおりに、めちやくちや多く増えている状況でありますので、本日は皆様が日頃の体調管理に十分気をつけていただいて、このようにご参加いただいたこと、本当にありがとうございます。

また、野田委員さんが先日の県の研修会で講演していただいたこと、本当におつかれさまでした。そしてありがとうございました。

それでは、只今から令和4年 第2回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名、全員ご出席です。

本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、8番 國部委員と 9番 森田委員を指名します。
よろしく申し上げます。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第6号までの、6議案の25件です。

報告は、第1号の12件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号3番の申請者とのWeb接続を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。審議の順番を入れ替え、3,000㎡以上の審議案件より議事を進めます。今回は、申請者は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を考慮して、Webでの参加となりますのでお願いします。

それでは議案書の2ページをご覧ください。

申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号3番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号3番、申請地の所在は千代田町餘江 字〇〇 〇〇番の田5筆及び一体利用の宅地など含む計9,971.29㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、申請地は特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、許可基準については、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号3番について、地区担当委員の11番田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、1月16日に現地の状況や転用の内容および排水関係などを確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をどうぞよろしくお願いします。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手 議長指名)

12番 真島委員

ここは圃場整備がされてあると思いますけど、整備後何年以内に転用したら補助金返還とか規定があるかと思いますが、ここは整備されてからのくらいになっているのでしょうか。もう期限は過ぎてますかね。

事務局

転用申請をされる場合にですが、申請地は全て神埼土地改良区と佐賀東部土地改良区に事前に意見書を添付してもらっていますが、それで決裁金とかそういった形で整理されれば問題ないと意見をいただいております。ここは、かんがい排水事業には入っていない土地でした。問題ないとおもっております。

12番 真島委員

わかりました。以上です。

議長

他にご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は、事務局ではどうしますか。

事務局

申請者様、案件を総会での審議をしたところ、あらためて申請者に直接質疑などすることはないので、このWeb回線は閉じさせていただきます。採決などの内容については、後ほど事務局より連絡などさせていただきます。

申請者

わかりました。ありがとうございました。

議長

それでは申請者には退出していただきます。慣れないやり方でお手数をかけましたが、大変おつかれさまでした。

(議案第1号、申請番号3番の申請者のWeb接続の退出を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第 1 号 受付番号 1 番の申請者は出席を求めず)

(議案第 1 号 農地法第 5 条関係)

議 長

次に、議案書の 1 ページをご覧ください。

申請番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 1 号、申請番号 1 番を議案書を基に説明】

申請番号 1 番、申請地の所在は神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番の外 7 筆 1, 5 1 2 m²であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成 2 3 年 1 2 月に決定済であり、農地区分につきましては、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地内であることから第 2 種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断いたします。

位置図などは 3 ページと 4 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでおります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号 1 番について、地区担当委員の 1 0 番 福田委員のご意見をお願いします。

1 0 番 福田委員 【地区担当委員の意見】

1 0 番の福田です。 1 号議案の申請番号 1 番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、1 月 2 1 日現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もあり

ますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をどうぞよろしく申し上げます。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手 議長指名)

12番 真島委員

これは、譲渡人と譲受人が同じ人でしょうか？なんで所有権移転になるんですか。

役職が違うからなのかなって、よくわからないのでお願いします。

(10番福田委員挙手 議長指名)

10番 福田委員

これは、代表者名義の農地を会社が譲り受けて転用する案件だからですよ。お分かりいただけますか。

12番 真島委員

ああ、そういうことですか。なら分かりました。会社名義にして事業をするってことですね。失礼しました。

議 長

それでは、他にありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番の畑一筆及び一体利用として隣接する吉野ヶ里町内の畑188㎡を併せた 395㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地内であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断いたします。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号2番について、地区担当委員の10番福田委員のご意見をお願いします。

10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

10番の福田です。1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、1月31日現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 申請番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

それでは、議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番の田1筆の188㎡です。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしていることから第3種農地と判断し、転用許可基準としましては、許可し得ると判断します。

また、位置図などは10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員の6番中原委員のご意見をお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。 2号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、1月22日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑なしの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番と2番は、どちらも農地の所有権の移転です。

1番は、親子間で農業経営を移譲されるものです。

位置図を13ページに添付しております。

2番は、譲り受け人が、自身の経営農地に隣接する申請地を管理する、規模の拡大です。

こちらの位置図は14ページに添付しております。

どちらの許可申請の要件も、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(13番吉浦副会長挙手 議長指名)

13番 吉浦副会長

1番は、申請者の二人は親子だったね。

事務局

そうです。

議 長

他に。よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議長

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

申請番号1番は、農業経営基盤強化を促進する農地売買など事業の規定に基づき、所有者の申出によりあっせん調整を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、あっせん調整活動を経て、地域の認定農業者や農事組合法人の中心的構成員などへ農地を集積・集約することを目的に、佐賀県農業公社が一旦買い入れるものであり、申請地の土地の所在や地番、地目、面積、10a当りの価格および譲り渡し人、譲り受け人である佐賀県農業公社、売買価格や移転、引渡し予定時期などは記載のとおりです。位置図を16ページに添付しております。

なお、佐賀県農業公社から、この農地を買い受ける予定の農事組合法人の中心的構成員への売り渡しについては、来月の総会での審議を予定しておりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表。 神埼町、新規4件、再設定3件、計7件。

内訳は、田19筆 34, 405㎡。

千代田町、新規1件、再設定3件、計4件。 内訳は、田8筆 25, 221㎡。

脊振町、再設定1件。 内訳は、田1筆 1, 996㎡。

神崎市、合計12件。 内訳は、田28筆 61, 622㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページから3ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、3ページでございます、田7筆 18,479㎡で、地域の担い手や農業法人などとの利用権設定となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページから5ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は5ページでございます、田12筆 15,926㎡で、地域の担い手や農事組合法人との利用権再設定となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 6 ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案書 6 ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田 1 筆 6, 142 m²となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書7ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書7ページから8ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、8ページでございます、田7筆 19,079㎡となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 9 ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案書 9 ページの、脊振町再設定の申し出について説明いたします。設定する内容は、田 1 筆 1, 996 m²となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第 6 号の農政水産課説明者が入室、着席を確認)

(議案第 6 号 農振除外申請に伴う事前審査)

議 長

次に、別冊の議案第 6 号をご覧ください。

農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第 6 号、議案書を基に説明】

農政水産課の 糸山 と申します。

議案第 6 号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第

1項の規定により、神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町5件、脊振町1件の、計6件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、神埼町田道ヶ里地区の〇〇として、田1筆で面積182㎡となっております。

2番は、神埼町姉川地区の〇〇として、田、畑計2筆で、面積692.68㎡となっております。

3番は、神埼町尾崎地区の〇〇として、田1筆で、面積1,043㎡となっております。

4番は、神埼町尾崎地区の〇〇として、田1筆で、面積632㎡となっております。

5番は、神埼町尾崎地区の〇〇として、畑計3筆で、面積847㎡となっております。

6番は、脊振町広滝地区の〇〇として、畑1筆で、面積854㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(事務局挙手 議長指名)

事務局

この後の転用申請を見据えて質問させていただきます。申請番号3番についてですが、計画図を見ますと、これと隣接する県道側の土地との一体利用の計画となっておりますが、県道側の土地は農振除外地で、もう一つの土地が今回除外が必要だったということでしょうか。

農政水産課

添付の位置図をご覧ください。申請地の南側の土地と申請地を併せて計画するというので、南側の農地については除外済み地となっております。

ります。北側の申請地が今回除外の申請が出されたということです。
以上です。

議長

他に質疑ございませんでしょうか。

(12番真島委員挙手 議長指名)

12番 真島委員

これは確認になりますが、各案件の添付資料の「別紙のとおり」ってありますけど、別紙はどれですかね？

例えば、申請番号4番に係る添付資料ですが、変更理由に別紙のとおりってありますが、別紙ってどれですかね？

農政水産課

申し訳ございません。こちらの変更理由である別紙資料が抜けておりました。大変失礼いたしました。

12番 真島委員

ここが大切なところですよね。理由が一番大切だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

そうですね。これ見たら別紙は？ってなりますね。

事務局

この点については、事前に委員の皆様から意見をいただいておりますので、そのことを農政水産課につながせてもらいましたが、やはり大事な部分だということを本日もあらためてご指摘いただいたので、今後農政水産課の担当にて適切に対応していただきたいとお願い申し上げます。

農政水産課

承知いたしました。

(しばし、各委員で資料の確認や位置図の見方など意見交換をされる。)

(2番末吉副会長挙手 議長指名)

2番 末吉副会長

農振除外の申請が今上がってきて審議されていますけど、前回農振除外があったものについては現在どのようなになっているのでしょうか。

農政水産課

前回の農振除外の申請については、現在、市の公告縦覧中となっております。

ます。最終的な公告縦覧が終わり、その後に異議申立期間を経て、最終的な県との同意の審査をしていくわけですが、今現在のスケジュールでは3月末に農振除外の決定公告ができるのではないかと考えているところではあります。

ただ、状況に応じてズレが生じることもありますけれど、今のところそうなるだろうと見ております。以上です。

2番 末吉副会長

わかりました。ありがとうございます。

事務局

農振除外は、なるだけ、前の案件たちが一定の手続きを踏んだら次の案件たちを進められるよう、事務を途切れさせないように担当もされておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(12番真島委員挙手 議長指名)

12番 真島委員

これは質問じゃなくてですが、私も住んでる脊振地区は、もう現状が山林になったような農地地目も農振地に入ったままになっているのが相当ありますもんね。国土調査があったときも農地地目ならどうなっているか、農地だとされたことがありましたもんね。

そういうものも含めて農地以外にしようとするときには全部農振除外から必要になりますもんね。

全体的な農振地の見直しは、できないものですかね。誰かに聞いたらそうだったら神崎市全部をしなきゃならんってことらしいんですね。脊振だけってできないのかなあってですね。何かあればお願いします。

(13番吉浦副会長挙手 議長指名)

13番 吉浦副会長

自分も区長の時に国土調査があったんですけど、現況が山林原野であって農地地目であったのは、いくらかは周囲の了解を受けてできたですもんね。ただし、地目でしなればならなかったこともありましたけどね。

12番 真島委員

現状が合わないところは見直しできたらいいのにと考えていますけどね。国土調査も、もう20年以上前に終わってますし。

農政水産課

委員がおっしゃられましたが、全体的な見直しとなると、市全体で農業振興地域の整備に関する計画の変更ってことになりますので、一部分っ

てことは厳しいかなと思います。

12番 真島委員

確かに、やった場合には（事務は）一時はきついと思いますよ。ただ後はですね、しばらくしなくてもいいと思いますからね。

無断転用は別ですよ。非農地通知をもらえばまた違いますが、非農地通知をもらったからって言って、農振除外は申請必要なんですよ、市役所は。

農政水産課

非農地通知のみで農振除外が完了するかってことですか？ それは非農地通知をもって農振除外の手続きをしていただく必要があります。

（事務局挙手 議長指名）

事務局

非農地通知の事務は、委員の皆様の現地調査により複数年にわたって荒廃農地の場合を非農地判断しておりますけども、脊振町が旧村の時代から農振計画の見直しがなされていないので、現状に至っている状況であります。

当初は、非農地通知の発出が農振農用地以外に限るとあったので、そしてたら脊振町が非農地関係はほとんどできないというような状況になりましたので、その後の農水省の運用の変更で、現地確認をした上での非農地通知に該当したというところが農振除外の理由になるというようになりましたので、農振除外に先立って非農地通知の発出をさせてもらっている事実でございます。

何人かの委員も、地区での非農地通知事務に関わっていただいたので、ご理解いただいていると思います。

なんとかできる形で、現状に合わせた農地行政を行っていくのが主でありますので、これについては、双方の係が協力しあって情報共有して進められるものは適切に進めたいと思っております。

（2番末吉副会長挙手 議長指名）

2番 末吉副会長

質問いいでしょうか。申請番号3番の申請書の同意者のところの「条件」のところには二つ地番があって署名などされています。この条件とはどういう条件を出して、対処すれば除外には同意しますよという意味なんですかと思ってお聞きしたんです。

農政水産課

申し訳ございません。 ちょっと把握しかねるので、ここではご説明することができません。

(農政水産課は手元資料を確認するも説明ができない模様)
(事務局挙手 議長指名)

事務局

こちらからでしゃばるのは失礼なのでしょうが、たぶんこうじゃないかと思えますので申し上げさせていただきます。

副会長が質問されたことですが、申請者のこの欄は、地区および関係隣接者の同意の欄であります。農振除外や事業の実施に対して条件を付した場合は、ここに何かの記載がある表現だと思います。

ここに地番が記載されてあるのは、この申請地に隣接する農地の所有者さんなどから同意が得られているということなんだと思います。

2番 末吉副会長

なるほど、ここは隣接地番関係者の同意であって、この件に関して条件はありませんってことなんでしょうね。 そうでしょうね。

事務局

はい、条件はありませんってことじゃないかと思えます。

他の申請番号の申請書についても見ていただくと、例えば申請番号4番の申請書を見ていただくと、隣接者の方がお一人いらっしゃいますよ、そして区長や地区関係者や隣接者などから同意に関する条件は無かったということじゃないかと思えます。

この他にも同じだと思いますが、農政水産課の担当はいかがでしょうか。

農政水産課

すいません。 おそらくその通りだと思っているところです。 しながら議案書や原本については私の確認不足でありました。

農業委員会事務局のようにお答えができればよかったです。 大変失礼いたしました。

2番 末吉副会長

わかりました。 担当者も一生懸命やっただいただいてると思えますので、これからもよろしくお願いします。

農政水産課

ありがとうございます。 すいませんでした。

事務局

そして、この件は隣接農地が複数あって所有者も複数いらっしやったので、申請書がこのような表現になって、条件の欄に被ってしまったと思いますが、どうですかね。

そのように思われましたので、こちらからちゃちゃを入れたようになってしまって、すいません。

2番 末吉副会長

条件が入りつつはわかるけどね。 この件は理解しました。

12番 真島委員

決まった様式に、何か違ったのが入っていると、おやっ！？て思いますもんね。 説明のフォローもありがとうございました。

議長

それでは、他にご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。 農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

農政水産課の担当者は退出してください。 おつかれさまでした。

(議案第6号の農政水産課説明者の退室を確認)

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約で、この後は、農地の売買や借り手の変更などが予定されております。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(2番末吉副会長挙手 議長指名)

2番 末吉副会長

質問いいでしょうか。報告の1ページの大字志波屋で複数出されているのは、先月の農地転用に関するものですね。

事務局

はい、そうです。転用申請と同時期または後で届け出られたので、この報告は後日となりましたが、ここの報告させていただきました。

報告書の解約引渡日についても、前もっての日付となっていることをあらためてご確認ください。

議長

このようなことは時にありますもんね。ですから事務局は備考欄等に記載して説明していますから、不明な点があれば問合せしてください。

(ここで、該当の農地転用事案について、委員間で意見交換される。)

議長

では、他に質疑よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑など無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和4年 第2回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

11時00分 閉 会